

議 会 改 革 推 進 会 議 (6/14 概要)

日 時	平成30年 6月14日 (木)	午前10時00分～午前11時54分
場 所	飯田市役所 第1委員会室	
出席者	後藤荘一委員長、木下徳康副委員長、清水優一郎委員、小林真一委員、福澤克憲委員、山崎昌伸委員、福沢 清委員、吉川秋利委員	
事務局	吉川事務局長、北原事務局次長、筒井庶務係長	

【会議の要点】

○協議事項等

1 反問権の検討スケジュール（案）について

（後藤委員長から提案）

- ・反問権の検討スケジュール（案）について、後藤委員長から説明。
- ・平成31年の第1回定例会から運用を開始したい。そこから逆算したスケジュール案。
- ・12月の第4回定例会で議会としての決定。委員会を毎月1回ずつ開催。
- ・途中で、会派に持ち帰っていただいて議論の経過を伝えていただきながら、会派の中でのご意見をいただきながら、さらに検討案に反映させていっていただく。
- ・8月の議運に中間報告という形で提案。反問の内容の範囲も8月までにおおよその決定をしたい。さらに、10月までに概ねの全体像を決めたい。

（委員から）

- ・反問権について、何が問題なのかを、もう少し明確にしてから進めて欲しい。
- ・何を議論して、何を決めるかを明確化することが必要。

（後藤委員長から）

- ・今日は、反問権の内容の範囲を皆さんで論議したい。以前に、反問権の検討事項一覧表で8項目を挙げてあるので、今後は、それに基づいて検討を進めていきたい。

2 反問権の内容の範囲について

□再確認「反問権の定義」

- ・「反問権は、議会での質疑答弁が的確に行われるために、質問及び質疑に対して、その趣旨を明確にすることを目的として、答弁者から発言議員に問うものである」という定義を再度確認した。

□資料説明「反問権」と「反論権」、他市の事例（説明 事務局 筒井庶務係長）

- ・資料番号の3～6の資料を説明。他の市議会では、反問権（確認権）と反論権を分けて定義しているところがある。
- ・例）反問の定義：「反問とは、議員や委員からの質問または質疑に対する趣旨や根拠などを確認するため、市長等が議員または委員に質問することをいいます」
- ・例）反論の定義：「反論とは、議員や委員会からの条例の提案、議案の修正、政策提案その他意見に対する趣旨や根拠を確認するため、市長等が質問または反対の意見を述べることをいいます」〔茨城県 かすみがうら市議会〕

□委員会で確認されたこと

- ・飯田市議会では、「反論権」に関しては検討してない。
- ・「反問権」に関して議論していく。
- ・運用するためには、何らかのルールが要ということは、委員が共通した認識である。
（規程なのか、要綱なのか、先例なのか、申し合わせなのかは、今後の検討事項）
- ・（委員からの提案）具体的な要綱案をたたき台に議論を進めたらどうか。規定に当てはめてみると全体の流れとして議論できる。
→ （後藤委員長）正副案のたたき台を作って、次回、お示しする。

3 その他

（委員から）

- ・委員会の議論の結果を、次回の委員会で振り返るために、簡単な議事録（要点）が必要だと思う。
- （後藤委員長）次回の委員会に、まとめ（要点）をお示しする。